

汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて ポイント

原料汚泥中の放射性セシウム濃度が200ベクレル/kg以下の場合
については、汚泥肥料の原料として使用できる。

- 対象となる地域は汚泥から放射性セシウムが検出された都県。
(岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、
山梨県、静岡県、新潟県)
- 原料汚泥として評価。(脱水汚泥又は焼成した汚泥として)
- 200ベクレル/kg以下であれば、乾燥汚泥や汚泥発酵肥料等の原料
として使用できる。
- 汚泥の排出者は、原料汚泥について放射性セシウム濃度を
測定し、汚泥の搬出先等とともに記録・保管するとともに
農林水産省農政事務所等へ毎月10日迄に報告する。
- 汚泥肥料の生産業者は、原料汚泥の放射性セシウム濃度が200
ベクレル/kg以下であることを確認のうえ原料として使用し、
搬出元・数量等とともに記録・保管を行う。

特例措置

原料汚泥の放射性セシウム濃度が施用する農地土壌以
下であり、かつ、1,000ベクレル/kg以下であれば、汚泥肥
料の原料として使用できる。

- 汚泥の排出者が自ら汚泥肥料の生産・販売を行っており、
かつ、し尿の収集や排水の集水区域内に肥料を施用する場
合に限定。
- 原料汚泥について放射性セシウム濃度を測定し記録・保管
するとともに農林水産省農政事務所等へ毎月10日迄に報告
する。

記録の記載項目例

○汚泥発生者

会社名		住所		担当者、TEL	
年月日	原料汚泥の種類	汚泥の用途	引渡事業者名、住所	数量	セシウム濃度

○特例処置の肥料生産業者

会社名		住所		担当者、TEL		
年月日	肥料の名称、 登録番号	引渡者名、	住所	数量	原料の セシウム濃度	施用する農地の セシウム濃度

記録の送付先

事業場所在地の事務所に送付して下さい。担当課：安全管理課

岩手農政事務所	020-0013	盛岡市愛宕町13-33	019-624-1125
東北農政局（宮城県）	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111
山形農政事務所	990-0023	山形市松波1-3-7	023-622-7231
福島農政事務所	960-8107	福島市浜田町1-9	024-534-4141
茨城農政事務所	310-0061	水戸市北見町1-9	029-221-2184
栃木農政事務所	320-0806	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
群馬農政事務所	371-0025	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181
関東農政局（埼玉県）	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0602
千葉農政事務所	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611
東京農政事務所	100-0004	千代田区大手町1-3-3	03-3214-7311
神奈川農政事務所	231-0003	横浜市中区北仲通り5-57	045-211-1331
山梨農政事務所	400-0031	甲府市丸の内3-5-9	055-226-6611
長野農政事務所	380-0846	長野市旭町1108)	026-233-2500
静岡農政事務所	420-8618	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
新潟農政事務所	951-8035	新潟市船場町2-3435-1	025-228-5211

このことについての、問い合わせ先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

肥料企画班 田村、瀧山

TEL 03-3502-5968